

## 戸籍届書の記載事項証明書の請求について

市区町村役場に提出された出生、婚姻、死亡等の各種の戸籍届書は、おおむね1か月間本籍地の市区町村役場で保管された後に、その市区町村を管轄する法務局（又はその支局）に送付されることになっています。

この戸籍届書は、秘密性の高い情報が記載されているため、その性質上原則として非公開とされていますが、一定の利害関係人の方は、特別の事由がある場合に限って、その書類に記載した事項について証明書を請求することができますとされています（戸籍法第48条第2項）。

本籍地である市区町村をどの法務局が管轄しているかは、以下の一覧表を御覧ください。

なお、利害関係人の範囲や特別の事由の具体的内容及び請求に際しての必要書類等については、あらかじめ、管轄の法務局戸籍課、各支局にお尋ねの上、御来庁ください。

本籍地市区町村名	送付先法務局
松山市、伊予市、東温市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、上浮穴郡久万高原町	松山地方法務局戸籍課 089-932-0888
大洲市、西予市、八幡浜市、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町	松山地方法務局大洲支局 0893-50-5055
西条市、新居浜市	松山地方法務局西条支局 0897-56-0188
四国中央市	松山地方法務局四国中央支局 0896-23-2407
今治市、越智郡上島町	松山地方法務局今治支局 0898-22-0855
宇和島市、北宇和郡鬼北町、北宇和郡松野町、南宇和郡愛南町	松山地方法務局宇和島支局 0895-22-0770

交付請求書の様式は、こちらからダウンロードできます。

☆ 交付請求書様式 [PDF](#)

★ 委任状様式 [PDF](#)（代理人が請求する場合は、委任状が必要になります。）